

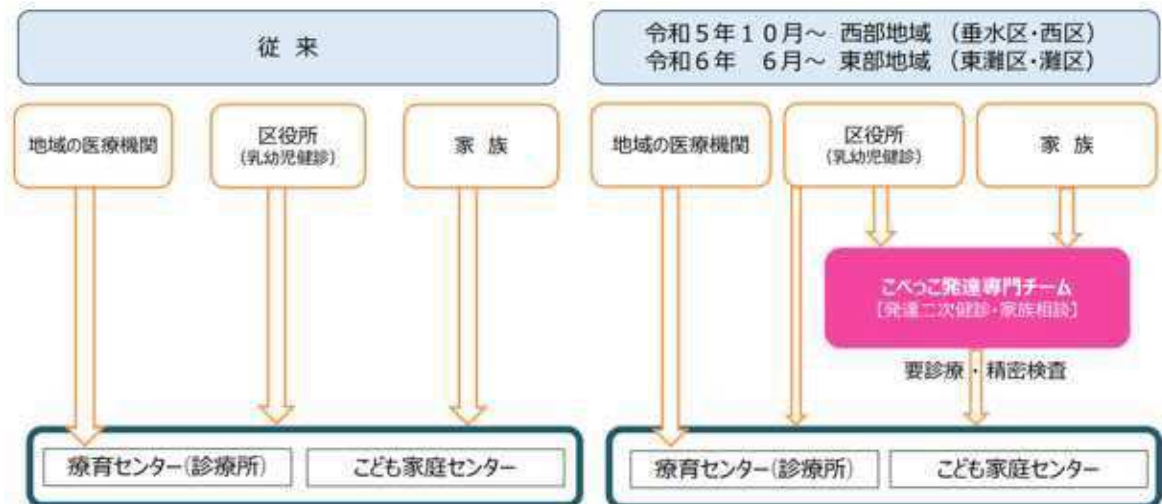
就学前の子どもの発達相談支援体制の充実 (「こべっこ発達専門チーム」モデル事業の実施状況)

(1) 背景・経緯

- ・子どもの発達相談支援体制を充実させ、早期に専門機関での診察や検査を受けられるようにするため、医師・保健師・心理士・福祉の専門職で構成する「こべっこ発達専門チーム」(以下、専門チーム)を令和5年4月に発足。
- ・同年10月より、待機期間が特に長期化していた西部療育センター診療所の担当区域である垂水区・西区において、未就学児を対象としたモデル事業として、①乳幼児健診後の発達二次健診、②家族相談を開始。専門チームのノウハウ等を全市で共有するため、③対応力向上研修を開催。
- ・西部療育センター診療所の待機期間が当初想定よりも早期の短縮を図れていることを踏まえ、令和6年6月より、次いで待機期間が長期化していた東部療育センター診療所の担当区域(東灘区・灘区)において、②家族相談を開始。

(2) モデル事業の概要

(事業イメージ)



① 発達二次健診 [R5.10～垂水区・西区]

- ・乳幼児健診(1歳6か月児・3歳児)の後、発達のフォローが必要な子どもを対象に、専門チーム医師による健診を実施。専門的な見地から助言を行い、子どもの発達の特性やニーズに沿った適切な支援先を紹介する。

② 家族相談 [R5.10～垂水区・西区/R6.6～東灘区・灘区]

- ・西部及び東部療育センター診療所など専門機関の利用を希望する方を対象に、保健師・心理士・福祉職が面談・発達検査・行動観察を実施し、今後の相談・支援先を紹介する。

③ 対応力向上研修 [全市対象]

- ・地域の医療機関や乳幼児健診出務者等を対象とした研修会を開催し、専門チームで得られる知見やノウハウの共有等に取り組む。

(3) モデル事業の狙い

- ・子どもの発達が気になる家族からの相談に対し、専門チームが早期に対応することで、保護者の不安や悩みを軽減し、子どもの発達特性やニーズに沿った適切な支援先につなぐ。
- ・市の専門機関を利用するまでの待機期間を短縮する。
- ・子どもの発達に携わる地域の関係機関の対応力向上に寄与する。

(4) モデル事業開始から一年間の実施状況（令和5年10月～令和6年9月）

① 発達二次健診〔R5.10～垂水区・西区〕

●月別実施件数

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
件数	9	6	7	12	8	13	9	7	4	7	5	10	97

●支援先へのつなぎ ※複数選択

療育センター	こども家庭センター	児童発達支援事業所	区役所	医療機関	通級指導教室	助言 終結	その他 ※	合計
31	5	35	24	1	0	12	1	109
28.4%	4.6%	32.1%	22.0%	0.9%	0.0%	11.0%	0.9%	100%

※「その他」の内訳 市外転出1



② 家族相談〔R5.10～垂水区・西区／R6.6～東灘区・灘区〕

●実施件数

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
計	18	10	17	11	16	15	8	9	24	32	35	26	221

●支援先へのつなぎ ※複数選択

療育センター	こども家庭センター	児童発達支援事業所	区役所	医療機関	通級指導教室	助言 終結	親子教室	合計
79	15	62	10	8	27	45	10	256
30.9%	5.9%	24.2%	3.9%	3.1%	10.5%	17.6%	3.9%	100%



(5) 令和6年度の取り組み状況

- ・西部地域（垂水区・西区）において、①発達二次健診・②家族相談を継続実施。
- ・東部地域（東灘区・灘区）において、令和6年6月より②家族相談を実施。
- ・各区役所乳幼児健診従事者向け研修会の開催、心理職向けの健診手引きの作成・共有など、③対応力向上の取り組みを実施。
- ・西部及び東部療育センター診療所の直近の待機期間は、約2か月以内に短縮。

神戸市地域障害児支援体制強化事業について

1. 事業目的

令和6年4月施行の児童福祉法改正により、「児童発達支援センター」が、地域の障害児支援に関する中核的役割を担う機関として明確化されたことを受け、市内の児童発達支援センターの機能拡充を図り、地域における障害児支援体制を強化する。

本市では、従来、児童発達支援センターとの接点が少なかった地域の児童発達支援、放課後等デイサービス事業所等に対する支援を特に強化する。

2. 事業概要

(1) 実施時期

令和5年10月～

(2) 主な事業内容

児童発達支援センター（市内7か所）による地域に向けた新たな取組として、各センターが下記①～⑥のメニューの中から選択して取組む^{※1}。

- ① 研修の実施（地域の児童発達支援、放課後等デイサービス事業所等向け）
- ② 勉強会・情報交換会等の実施（ " ）
- ③ ケース検討会の実施（ " ）
- ④ 地域の児童発達支援、放課後等デイサービス事業所等への訪問支援（フォロー巡回^{※2}）
- ⑤ インクルージョン推進等を目的としたイベントの開催
- ⑥ 障害が疑われる子ども等に関する保護者向け相談会・交流会

※1 民間の児童発達支援センターについては運営法人への「委託」として実施。

※2 市で実施する「巡回支援事業」で訪問した事業所のうち、ニーズに応じて児童発達支援センターが訪問し、継続的に相談対応・助言等を行う。

3. 効果等

- ・法改正以前は、地域の児童発達支援、放課後等デイサービス事業所と接点が少ない児童発達支援センターもあったが、本事業を通じ、関係を徐々に構築できている。
- ・引き続き、障害児通所支援事業所や、学校、保育施設等に対し、地域における児童発達支援センターの役割・機能を周知しつつ、より密接な関係構築を進め、各センターがその特色を活かし、地域ニーズにあった取組ができるよう、支援を行う。

(参考) 神戸市内の「児童発達支援センター」について (R6.12時点)

市内の児童発達支援センター一覧

施設		(通所利用の定員)
市立 (4か所)	神戸市立ひまわり学園 (東灘区本山南町 東部療育センター内)	42
	神戸市立まるやま学園 (長田区丸山町 総合療育センター内)	92
	神戸市立あけぼの学園 (長田区丸山町 総合療育センター内)	30
	神戸市立のぼら学園 (垂水区高丸 西部療育センター内)	72
民間 (3か所)	しらゆりフレンドリークラブ (北区大脇台)	12
	六甲ふくろうの家 (灘区一王山町)	20
	おかば学園 (北区有野中町)	20

障害児通所支援事業所としての分類

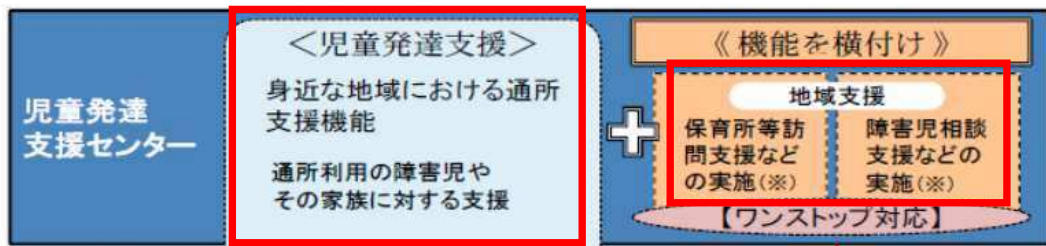
分類	サービス等種別	事業所数	備考
通所	児童発達支援 児童発達支援センター	7箇所	主に就学前
	それ以外	207箇所	
	放課後等デイサービス	352箇所	小1～高3
	保育所等訪問支援	34箇所	～18歳
居宅訪問型児童発達支援	1箇所		

(参考)「児童発達支援センター」について

◇ 平成 24 年度～児童福祉施設として創設（現在：市内 7 か所）

◇ 主な機能

- ・ 通所支援（児童発達支援）
- ・ 地域支援（地域の障害児やその家族への相談支援、他の施設等への援助・助言等）



◇令和 5 年度までは「地域支援」の部分は、必ずしも明確ではなかった。
(児童福祉法の条文に記載がなかった。)

令和 6 年度改正児童福祉法

果たすべき「地域支援」の部分が中核的機能として条文に明記された。

児童福祉法 第四十三条

児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

障害児通所支援事業所巡回支援事業について

1. 事業目的

児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所数・利用者数が年々増加する中、「支援の質」をどのように確保していくのかが課題となっている。
そこで、専門職のアドバイザーが巡回訪問し、事業所職員等に対し、支援方法の助言・指導を行い、職員のスキルアップや専門性を高めることにより、支援の質の向上を図る。

2. 事業概要

(1) 実施期間

令和3年度～令和7年度（5か年）予定

(2) 対象事業所

放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所（約400箇所）令和6年12月時点

(3) 巡回する専門職

作業療法士・公認心理師・社会福祉士

(4) 具体的な支援内容

- ・ 障害特性に応じた支援方法、環境設定の工夫、保護者支援など主には事業所からの相談に対する助言・提案
- ・ 個別支援計画の作成や制度理解を図る助言指導 等

3. 実施状況および効果等

(1) 実施状況

令和3年度…20箇所※ 令和4年度…70箇所 令和5年度…64箇所

令和6年度…52箇所（令和6年12月末時点）

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大状況により中断期間あり

(2) 効果等

- ・ 訪問後のアンケートでは、“日々の支援で困っていること等について、改善点や注視すべきポイントが認識でき、助かった”等といった肯定的な回答が大半で、2回目以降の訪問を希望する声も多い。
- ・ 加えて、アドバイザーからの提案を受け、取り入れた内容の効果についても報告があり、本事業が日々の支援に活かされていることがうかがえる。
- ・ 市としても巡回訪問することで各事業所の現状把握ができ、共通するニーズ等が見つかり、他の施策内容を検討する際にも参考としている。

ニーズの例：事業所間の横のつながりが少ない、研修の機会がない

⇒「地域障害児支援体制強化事業」や、「事業所合同一斉研修」の内容等に反映している。

4. その他

事業所数の増加傾向が続いており、訪問先を一巡するためには、当初計画よりも期間を要する見込み。

計画相談及び補助事業の状況について

1. 補助事業

(1) 事業実施の背景

- ・ 本市では、障害者やその家族の相談に応じて適切なサービス等利用計画の作成を行う「相談支援専門員」が不足しており、障害福祉サービス利用者のニーズに対して十分に対応できていない。
- ・ 相談支援専門員の人材不足を解消するため、令和2年度より相談支援事業所に対して「神戸市相談支援事業所人材確保支援費補助金」事業を実施してきた。
- ・ 令和5年度からは、相談支援専門員の更なる増員と定着を図ることができるよう、人材確保支援助成の補助率等を拡充したほか、新たに「定着支援補助金」及び「障害児相談支援促進補助金」を本市独自で実施し、3年間を集中強化期間として取組みを進めているところである。

(2) 事業概要（令和5年4月1日から令和8年3月31日迄）

- ① 相談支援専門員の人材確保（109,000千円）

従前の「神戸市相談支援事業所人材確保支援費補助金」事業の補助率を2分の1から4分の3へ変更し、補助上限額についても上限200万円から300万円（障害児については300万円から400万円）へ引き上げ、新たな相談支援専門員の人材確保を図る。
- ② 相談支援専門員定着促進にかかる支援金事業（10,800千円）

相談支援専門員として相談支援事業所に勤務した期間が通算して5年以内の者に対して、一月あたり9,000円の給付金を支給し、職員の相談支援事業への定着・キャリアアップを図る。
- ③ 障害児における計画相談支援の導入促進事業（5,000千円）

障害児が初めて計画相談支援を利用する場合、当該支援を実施した相談支援事業所に対して、1件あたり10,000円を支給し、計画相談支援の導入促進を図る。

(3) 令和6年度実績

(単位：件)

	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和6年 (11月末)
人材確保補助（件）	-	5	9	19	30	33
新規申請（件）	-	5	5	12	14	12
継続申請（件）	-	-	4	7	16	21
定着支援補助（件）	-	-	-	-	47	40
障害児相談補助（件）	-	-	-	-	80	64

2. 相談支援専門員数および事業所数

	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和6年 (11月末)
相談支援専門員数 （人）	142	146 (+4)	146 (±0)	167 (+21)	181 (+14)	191 (+10)
事業所数（件）	69	78 (+9)	79 (+1)	84 (+5)	97 (+13)	109 (+12)

3. 計画相談導入率

	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和6年 (11月末)	
障害者	サービス 受給者（件）	14,019	14,532 (+513)	15,170 (+638)	16,041 (+871)	16,947 (+906)	17,722 (+775)
	計画相談 利用者（件）	6,332	6,704 (+372)	7,185 (+481)	7,687 (+502)	8,512 (+825)	8,985 (+473)
	計画相談率 （%）	45.2	46.1 (+0.9)	47.4 (+1.3)	47.9 (+0.5)	50.2 (+2.3)	50.7 (+0.5)
障害児	サービス 受給者（件）	5,387	5,858 (+471)	6,426 (+568)	7,148 (+722)	7,361 (+213)	8,557 (+1,196)
	計画相談 利用者（件）	613	657 (+44)	718 (+61)	776 (+58)	862 (+86)	1,107 (+245)
	計画相談率 （%）	11.4	11.2 (△0.2)	11.2 (±0)	10.9 (△0.3)	11.7 (+0.8)	12.9 (+1.2)

特別支援教育の現状

～神戸市立高校における通級指導教室の取組～

1. 通級による指導

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別の場で受ける指導形態。障害による学習上・生活上の困難さを改善・克服することを目的とする指導を行い、社会性やコミュニケーションなどの困難さを軽減し、指導の効果が通常の学級に波及することを目指す。

2. 通級による指導担当教員数・生徒数の推移 ※R6年度 神戸市立高校数8校・全生徒数5718人

年度	担当教員	時期	通級生徒 (全日制)	通級生徒 (定時制)		合計 (中学通級経験者)
				昼間部	夜間部	
平成30 (2018) ※試行 体験通級実施	2	年度初め	0	0	0	0
		年度末	0	1	1	2
平成31 (令和元) (2019) ※制度化	2	年度初め	0	1	1	2
		年度末	3	1	7	11 (7)
令和2 (2020)	2	年度初め	3	1	6	10 (7)
		年度末	7	2	7	16 (10)
令和3 (2021)	3	年度初め	5	2	7	14 (8)
		年度末	5	2	8	15 (8)
令和4 (2022)	3	年度初め	2	1	8	11 (7)
		年度末	2	1	12	15 (8・市外1)
令和5 (2023)	3	年度初め	0	0	7	7 (1・市外1)
		年度末	4	0	12	16 (6・市外1)
令和6 (2024)	3	年度初め	4	0	10	14 (6・市外1)
		12.1現在	7	2	11	20 (6・市外1)

<参考> 小・中学校における通級指導教室の利用人数

	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	582	731	884	1,038	1,148
中学校	111	108	143	170	195
合計	693	839	1,027	1,208	1,343

	R2	R3	R4	R5	R6
自校通級	50	184	370	592	725
拠点校通級	643	655	657	616	618
合計	693	839	1,027	1,208	1,343

3. 通級による指導の対象となる生徒

- ・保護者、本人、在籍校と合意形成した神戸市立高校在籍生徒
- ・LD、ADHD、ASD あるいはその傾向により学習上または生活上に困難のある生徒

4. 通級による指導の指導形態及び指導内容

<指導形態>

- ・巡回による指導（通級による指導担当教員が対象生徒在籍校に出向き指導）

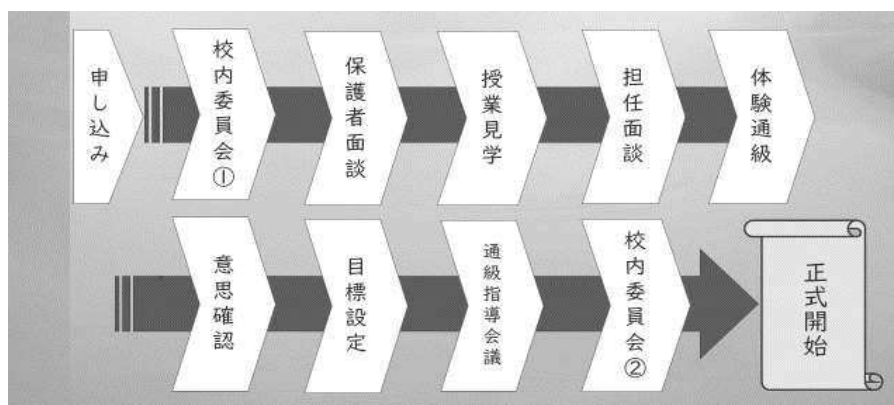
※令和4年度から通級による指導担当教員3名が特別支援教育相談センターに常駐

- ・個別またはグループ学習

<指導内容>

- ・実態把握をもとに自立活動の指導を行う。

5. 通級による指導開始までの流れ



6. 通級による指導の実際

<生徒の願いや思い>

- ・コミュニケーション力をつけたい
- ・他者とのかかわり方を知りたい
- ・話を聞いてほしい
- ・本音や悩みを言える場所（相談の場）がほしい
- ・自分の思いや気持ちを伝えられるようになりたい
- ・感情のコントロールができるようになりたい
- ・自己理解（時間・持ち物など）ができるようになりたい

<保護者の願いや思い>

- ・コミュニケーション力をつけること
- ・自立に向けての力（自己決定力・自己選択力など）をつけること
- ・家族以外の相談の場を得てほしい
- ・感情のコントロールができるようになってほしい
- ・自信をつけて前向きになってほしい
- ・今までの育ちの中で足りない部分（気持ちや本心を言えること）を補ってほしい
- ・いろいろなことを経験してほしい

7. 通級による指導の効果と役割

- ・安心安全を実感できる居場所づくり
- ・生徒と向き合い、時間をかけて対話を行い、「気持ちを伝えることができた」「相談してよかった」と思える経験づくり
- ・在籍校と連携して生徒を支える
- ・卒業後の相談先へつなぐこと
- ・願いや思いを達成するための『強み』への気付き（自己理解の場）

依存症家族教室について

【背景・事業趣旨】

依存症は本人に自覚がなく、相談や治療につながりにくい人が多い。神戸市の依存症に関する相談件数は、近年増加傾向にあるが、相談者の約7割が本人以外の家族や周囲の方からの相談である。依存症の回復のためには、家族の正しい理解と関わり方が非常に重要であることから、依存症の方の家族向けに依存症家族プログラムを実施する。

【事業概要】

家族の関わりが本人の依存症の回復に大きな影響を与えるため、家族自身の心身の健康を取り戻すとともに、家族が病気に対する正しい理解をし、本人へ適切に関わることができるよう依存症家族プログラム（心理教育）を実施する。

対象者：依存症やその疑いがある方の家族

※依存症の種別は問わない。ギャンブル、アルコール、ゲーム・ネット、オーバードーズを含めた薬物依存等の各種依存症が対象。

実施内容：①依存症種別ごとの基礎知識や本人を治療につなげるための適切な対処法を学び、実践と振り返りを実施。

例) 家族が本人のためにと考えてやっている行動が、結果として依存の行為を続けることを助けてしまう「イネープリング」について学び、生じている本人の問題に対する家族の関わり方など、正しい対処法や声のかけ方を学び、実践する。

②グループワーク、専門職による個別相談、自助グループ等との交流 等

実施頻度：月1回×7か月（1クール）

実施期間：2024年8月～2025年2月

講師：精神科医師、公認心理師・精神保健福祉士

プログラム内容：

回	プログラム内容
1	依存症を知る
2	依存症の人の行動を分析し、なぜやめられないのか理由を探る
3	暴力（暴言）について考える
4	本人とのコミュニケーションのコツを知る
5	本人と一緒に楽しみを再び見つけ、本人の望ましい行動を増やす
6	家族がしない方がよい行動（世話焼き・尻ぬぐいなど）について考える
7	家族自身の生活を豊かにする 本人に治療を勧める

改正障害者差別解消法施行を受けて

1. 令和6年度の主な取り組み

(1) 出前トークの実施「障害者差別解消法 よく聞くけどくわしく教えて」

障害者差別解消法、様々な場面における合理的配慮の提供、
障がい者に関する基礎情報（市内における手帳の所持者数・障がいの社会モデルなど）、
ヘルプマーク、相談窓口 などの紹介

令和6年度 実績：8件

（保険代理店、福祉サービス事業者、婦人会、大学、障がい者団体など）

令和5年度 実績：5件

（スーパーマーケット事業者、障がい者団体など）

(2) 「BE KOBE 学生ナビ」にて大学生に向けた障害者差別解消法の周知

市内在住・在学の学生（大学生・大学院生・専門学生）に対して、アルバイトの場面や卒業後の就職先での障がい理解や合理的配慮の提供に寄与するよう、行政や企業と学生をつなぐ共創コミュニティネットワークサイト「BE KOBE 学生ナビ」（市運営）に、特集記事を掲載。

(3) 中学生に向けた障害者差別解消法の周知

学生企業（現役大学生）CSK が市内中学生に、障害者差別解消法に関する講演や車いす体験学習を通じて、障がい理解を深めるとともに、誰もが住みやすい共生社会の実現することを目的として実施。

- ・ 令和6年10月29日（火）市立太田中学校
- ・ 令和6年11月21日（木）市立上野中学校
- ・ 令和6年12月4日（水）市立烏帽子中学校

協力：兵庫県・神戸市・神戸市教育委員会・市内スポンサー企業・その他関連団体など

(4) 市内スーパーにてヘルプマークを配布

神戸市と株式会社ダイエーにて「市民の福祉増進等に関する連携協定書」を締結し、大手食品スーパーとしては全国初となるヘルプマークの配布を開始。

また、ヘルプマークの配布開始に際して、障がい理解の更なる促進を目的として、ヘルプマークと盲導犬に関するイベント（パネル展示・チラシ配布・お客様と盲導犬との体験歩行等）を開催。

配布開始時期：令和6年11月1日（金） 試行店舗（西神中央店）で配布開始

令和6年12月3日（金） 市内全店（22店舗）で配布開始

配布開始イベント：令和6年11月30日（土）イオンフードスタイル西神中央店

(5) バリアフリーマップの作成

ユーザー投稿型の民間バリアフリーマップ「WheeLog!」に、公共施設のデータを反映させ、車いすやベビーカーの利用者にとって必要な店舗や飲食店等と公共施設のバリアフリー情報が一つの地図上で表示できるよう作成。

🔍 神戸市のホームページ「こうべバリアフリー情報」



PC版 (イメージ)



スマートフォン版 (イメージ)

(6) 民生委員・児童委員に向けた障がい理解の取り組み

- ・ 民生委員児童委員協議会会長・副会長研修における啓発
令和6年度の地区民生委員児童委員協議会会長・副会長研修について、「障害者差別解消法～不当な差別と合理的配慮について考える～」をテーマとして、令和7年2月に実施予定。対象人数は約350名。
- ・ 民生委員・児童委員手帳を活用した啓発
令和7年版の民生委員・児童委員手帳に、障害者差別解消法およびヘルプマーク・ヘルプカードについての情報を掲載。(令和8年度以降も継続の予定)

【参考】昨年度の神戸市における周知・啓発

(1) 市民及び事業者

- ① 障害者週間啓発記事として神戸新聞(全県版)へ掲載(約39万2千部発行)
『「合理的配慮」事業者義務付けへ～誰もが暮らしやすい街に～』
- ② 広報紙KOBE3月号へ掲載(約84万部発行)
『誰もが安心して暮らせる社会を目指して!4月から「障害者差別解消法」が変わります』

(2) 事業者

- ① 神戸市からのお知らせ(チラシ作成)を送付
周知先:市内商店街団体、(一財)神戸観光局会員・ハーバーランド運営協議会会員
神戸煉瓦倉庫テナント・新長田駅南地区周辺テナント・
(株)こうべ未来都市機構管理テナント(プレンティ・パティオ・セリオ等)
- ② 会報誌へ掲載
掲載先:神戸商店街新聞(神戸市商店街連合会発行)、
小売市場ニュース(神戸市小売市場連合会発行)
2丁目タイムズ(三宮センター街二丁目商店街振興組合発行)
アスタニュース(新長田まちづくり株式会社発行)

③ その他

- ・ KOBE 三宮・ひと街創り協議会定例会への説明
- ・ テナント専用ページでの掲載（ハーバーセンター）

(3) 神戸市職員

- ① 改正障害者差別解消法施行に関する通知（外郭団体含む）
- ② 神戸市職員対応要領の改訂

ペアレント・メンター養成事業について

1. 経緯

地域での当事者同士の支え合いの推進を目的に、発達障害児の親の会等と協働し、同じ境遇にある親の悩みを解決するペアレント・メンター養成のための講座を平成 20 年度から実施。

平成 21 年度から平成 25 年度までは養成講座修了者をペアレント・メンターとして登録し、家庭療育講座（ペアレントトレーニング講座）などの活動の機会を確保してきたが、その後は養成講座・交流会のみ開催してきた。

令和 5 年度は、今後のペアレント・メンター事業の在り方を検討するため、研修会・検討会を開催し、親の会会員に参加していただき研修・意見交換を実施した。また、令和 4 年度以前の養成講座受講者を対象とした交流会も開催した。

【令和 5 年度】

日 程		講 師	参加者
8 月 3 日	研修会・検討会	大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター 准教授 望月 直人 氏	11 人
11 月 20 日	研修会・検討会		9 人
2 月 19 日	検討会・検討会	特任研究員 森 千夏 氏	9 人
12 月 8 日	交流会	発達障害者支援センター	14 人

2. 令和 6 年度の取り組み

(1) 他都市のヒアリング

- ・令和 6 年 7 月 16 日 大阪府発達障がい者支援センター「アクトおおさか」
- ・令和 6 年 7 月 17 日 おかやま発達障害者支援センター、ペアレントメンター事務局

(2) 令和 6 年度第 1 回神戸市ペアレント・メンター事業調整会議

委員：(学識経験者) 大阪大学 准教授 望月委員、筑波大学 助教 森委員

(親の会) NPO 法人ピュアコスモ 久村委員、兵庫県 LD 親の会たつの子 三島委員

開催日時：令和 6 年 7 月 24 日 (水) 15 時～17 時

協議事項：ペアレント・メンター事業の今後の方針、基礎講座について

(3) 養成研修（基礎講座）の開催（予定）

開催日時：令和 7 年 3 月 7 日 (金)、3 月 8 日 (土)

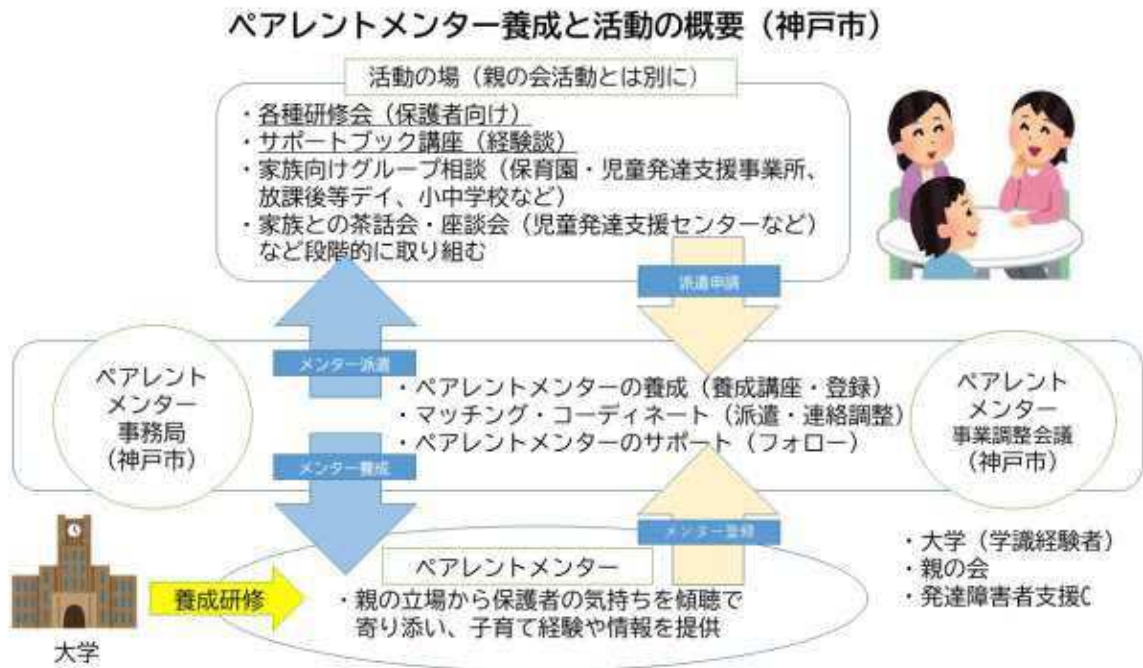
開催場所：神戸市立総合福祉センター 4 階 第 5 会議室

プログラム：別紙「神戸市ペアレント・メンター養成研修（基礎講座）受講者募集」参照

3. 今後の予定

令和 7 年度は、養成研修（応用講座）を開催し、研修の修了者でペアレント・メンターとして活動する意思を表明した方を、新たにペアレント・メンターとして登録する。また、ペアレント・メンターの活動の場の確保に努めるとともに、周知啓発に向けた取り組みを実施する。

4. ペアレント・メンター養成事業イメージ図



神戸市ペアレント・メンター養成研修（基礎講座）

1. 目的

発達障害のある子どもの療育経験がある保護者が、発達障害（又は可能性）のある子どもを療育している保護者等に対して、子育ての不安や悩みに寄り添うことや啓発活動・情報提供等を行うペアレント・メンターを養成すること。

2. 対象者

ペアレント・メンター養成研修の対象者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 発達障害のある子どもを養育した経験を有すること。
- (2) 発達障害児・者の親を構成員とする団体（以下「親の会」という。）や児童発達支援センター等からの推薦がある者。または、神戸市発達障害者支援センターが認める者。
- (3) 親の会又は市の事業や取組において活動経験がある者。
- (4) 神戸市内のペアレント・メンター活動に協力する意思があること。
- (5) 基礎講座の2日間とも参加可能であること。

3. 募集人数 20人

4. 開催場所 神戸市立総合福祉センター4階 第5会議室

5. 研修内容

1日目：3月7日（金）

時間	内容	講師等
9:30～	受付開始	事務局
10:00～10:05	開会挨拶・オリエンテーション	事務局
10:05～12:00	発達障害の家族支援 ～ペアレント・メンターの役割と家族支援～	鳥取大学大学院 教授 井上雅彦先生
12:00～13:00	休憩	
13:00～14:10	神戸市の制度や取り組み紹介	神戸市職員
14:10～14:20	休憩	
14:20～15:20	サポートブックについて	神戸市職員
15:20～16:00	地域のリソースのまとめ方	大阪大学 准教授 望月直人先生 筑波大学 助教 森千夏先生
16:00～	事務連絡	事務局

2日目：3月8日（土）

時間	内容	講師等
9:30～	受付開始	事務局
10:00～11:30	話の聞き方と伝え方の留意点	大阪大学 准教授 望月直人先生 筑波大学 助教 森千夏先生
11:30～12:30	休憩	
12:30～13:10	グループ相談について	大阪大学 准教授 望月直人先生
13:10～16:10	グループ相談【ロールプレイ】	筑波大学 助教 森千夏先生
16:10～16:30	まとめ	
16:30～	事務連絡	事務局

6. 受講申し込み

受講を希望する場合は、推薦を受ける親の会等を通じて、別紙「受講申込書」を2月21日（金）までに、神戸市福祉局障害福祉課（発達障害者支援センター）宛てに、メールまたは郵送にて提出してください。なお、受講者が定員を超過した場合は、事務局において受講者の選定を行います。

7. 受講者の決定

受講者決定後、2月28日（金）を目途に、神戸市から推薦団体へ通知します。

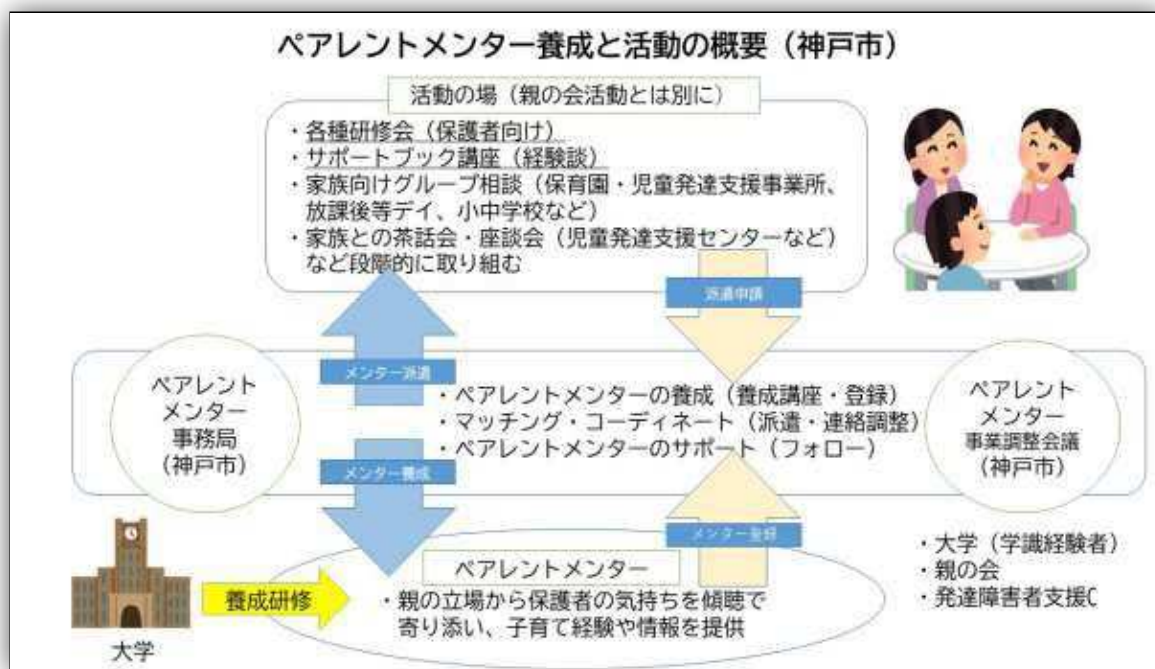
8. その他

(1) 個人情報については、厳重に管理し、当事業の目的以外で使用することはありません。

(2) 基礎研修を受講いただいた方は、令和7年度に実施予定の「応用講座」を受講していただいた後、ペアレント・メンターとして登録していただくことができます。

応用講座の開催については、決まり次第ご案内します。

(3) ペアレント・メンターの活動の場は、各種研修会、サポートブック講座などを予定しています。



【申込・問合せ】

神戸市福祉局 発達障害者支援センター 井手・坂本

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館5階障害福祉課内

TEL：078-322-5164 FAX：078-322-6044

E-mail：hattatsu-suishin@city.kobe.lg.jp

令和6年12月4日開催

「発達障害等のある生徒に対する各種支援に関する研修会」

事前アンケートへの回答集

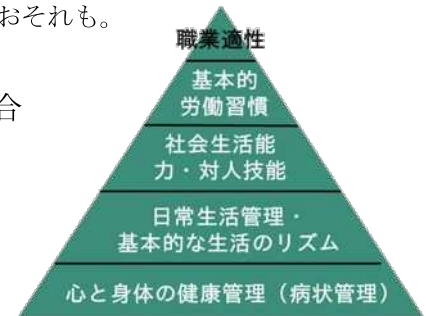


神戸公共職業安定所 学卒部門

困り

- ・企業のご厚意で就職できたが、さまざまなトラブルにより短期離職してしまう（他：就労へのイメージが乏しく離職が早い）

- ▶ まずは、働くための職業準備から
 - ・準備性が整っていないと安定して長く働くことが難しい
 - ・できるものが増えると安定した職業生活に繋がっていきます。
- ▶ 「自己理解」「特性理解」の重要性
 - ・「自己理解」「特性理解」が出来ていないと...
職場で生じるトラブル、モヤモヤ（ストレス）の蓄積等で心が折れてしまい、早期の離職に繋がる。
 - ・失敗体験が重なると二次障害（対人恐怖・精神障害）発症のおそれも。
- ▶ アルバイト等の就労体験ができない・続かない場合
 - ・情報収集にてイメージを形成する。
「jobtag」で動画を見してみる
企業説明会に行く
応募前職場見学に行く など



困り

- 生徒本人の自己理解をサポートする上で、どのような留意点がありますか？（他：個々の特性を掴むことが難しい、自己評価と他者評価に差がある）

- ▶ 発達障害のある人は、「未体験のことを具体的にイメージする」ことが苦手です。
 - ・仕事で求められるスキルとは何があるかを具体的に知っているか。
 - ・働く上で必要な生活習慣に関する知識を持っているか。
 - ・求人票に書かれている労働条件で働くイメージを具体的に持っているか。
- ▶ 過去の体験から振り返る（自分を正しく知る）
 - ・学校生活、部活動、習い事、アルバイト、幼少期からの体験、家庭での様子
 - ・頑張っていること
 - ・続けられたこと
 - ・周りのサポートがあっただけできたこと
 - △本人からの聞き取りが難しい場合は保護者や在籍していた中学校などに確認
 - ☆周りの客観的な目線を取り入れることも自己理解に繋がります。
 - 具体的な事例をもとにお話ししてはいかがでしょうか。（×障害・特性をもとに話さない）
- ▶ 医療機関への通院の有無
 - ・通院している先生の意見（仕事の内容や環境、労働時間について）
 - ・服薬管理など
 - ・本人、保護者同意の下、手帳取得時の診断書のコピーを見せてもらう
- ▶ 学校・保護者だけで抱え込まない
 - ・さまざまな支援機関の利用を本人・保護者と一緒に検討する

Q

「障害者求人ではなく高卒求人での就職を希望するが、特性については就職後も配慮してもらいたい」という家庭との話の進め方について知りたい。(1/2)
(他：オープンで正社員で働ける会社はあるか、福祉就労について)

▶ 生徒本人の意思を尊重する

- ・障害をオープンにするかクローズにするか、一般雇用でいくか障害者雇用でいくかはどちらが良い・悪いの話では無く、本人に合うかがポイントになってきます。また、本人の希望や家庭の事情により、実際の働き方はさまざまです。
- ・意思決定を本人以外が行うと、「どうせ自分で選んでないし」と仕事に対する意欲やモチベーションが低下してしまう恐れがあります。
- ・色々な情報や可能性を提示した上で、「正社員」を希望する場合には本人の意思を尊重し、サポートしていくことが大切です。

▶ 情報① 高校生から見たハローワーク求人の種類

	一般求人		高卒求人（指定校・公開）	
狙い	すぐに採用したい 即戦力が欲しい		新卒学生を採用したい (既卒3年まで多い) 育成して戦力にしていきたい	
入社時期	できるだけ早く		卒業してから	
応募	卒業年度の1月以降目処 ハローワーク求職登録必須		卒業年度の9月以降いつでも可	
種別	一般求人	障害者求人	高卒求人	※障害者専用求人
ハローワーク要件等	求職登録	障害者求職登録 障害者手帳		障害者求職登録 ※障害者手帳
紹介業務	ハローワーク		学校	学校
雇用形態	正社員、契約社員、パート などさまざま		ほとんど 正社員求人	高卒公開求人障害者用 (11/29時点) 兵庫4件(うち正社員1件) 大阪4件(うち正社員1件)

▶ 情報② オープン・クローズのメリットとデメリット

障害の開示（オープン）・非開示（クローズ）の
メリットデメリットについて



	オープン	クローズ
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○就労定着率が高い傾向にある。 ○社内において、職場環境や配置、業務量などの配慮を得ることができる。 ○支援機関による職場内での定着支援を受けることができる。 ○障害者専用求人に応募できる。 ○障害特性・配慮等について会社に相談できる。 ○障害を隠すストレスから解放される。 ○通院や服薬時に気を遣わなくてよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者求人に比べて正社員求人が多い。 ○希望の職種に就きやすい。 ○障害を開示せず、健常者と同じように仕事ができる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○正社員求人が少ない。 ○職種、勤務内容などが限定される場合がある。 ○給料が低く設定されることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労定着率が低い傾向にある。 ○社内において障害に対する配慮が得られない。 ○支援機関による職場内での定着支援が受けられない。 ○障害特性・配慮等について会社に相談できない。 ○障害や通院、服薬を隠したり、説明することのストレスがかかる。 ○他の従業員と同様の動きを期待される。

▶ (2/2) 〜続く

「障害者求人ではなく高卒求人での就職を希望するが、特性については就職後も配慮してもらいたい」という家庭との話の進め方について知りたい。(2/2)
(他：オープンで正社員で働ける会社はあるか、福祉就労について)

▶ 情報③ 正社員として働くとは

- ・昇級、昇格の機会がある
- ・研修制度が充実している
- ・雇用契約上、長期的な就労となるため将来のキャリア形成がしやすい。
- 一方で、求人票には書かれていないが・・・
- ・正社員としての一定の成果が求められる
- ・幅広い業務（マルチタスク）を行う傾向がある
- ・企業によっては入社数年で先輩に指導したり部下・非常勤の方をまとめる立場になることも

▶ 情報④ 福祉就労について

	就労移行支援事業所	就労継続支援事業所A型	就労継続支援事業所B型
事業内容	一般企業への就労に必要な知識や能力向上の訓練を行う	一般企業への雇用に結びつかなかった方の就労機会提供と生産活動の提供	
対象者	一般企業への就労を希望する方で65歳未満の方	(1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方 (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方 (3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない方	(1) 就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方 (2) 50歳に達している方、障害基礎年金1級受給者 (3) (1)及び(2)のいずれにも該当せず、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
期間	原則2年以内	定めなし	
メリット	職業準備性を整えることができる	雇用契約を結ぶため、最低賃金が保証されている	A型よりも比較的、時間や日数の調整に自由がある
デメリット	収入がない	一般企業と比べると収入が低い(平均約8万円/月)	収入は工賃となる(平均約1万円/月)

▶ 情報⑤ 就職活動の途中で障害者雇用への応募に切り替える際の注意

- ・障害者枠で民間企業、自治体、特例子会社へ応募する場合は書類送付時点で障害者手帳が必要となるケースが多いです。
- ・手帳を持っていない場合は、役所に申請してから発行するまでに数ヶ月かかります。また、初診から6ヶ月経っていることも精神障害者手帳取得の要件となります。所定の診断書が必要なため、引っ越し等で初診を受けた病院に行けない場合は、初診を取りなおすケースもあります。

▶ 情報⑥ 卒業後の支援

- ・卒業までに進路が決定しなかったり卒業後に困りごとが生じた際の相談先を決めておく
例：ハローワーク→冬時期に行う求職登録会
- ・準備が間に合わないと就活が長期化する傾向にあるため、事前に伝えておく

Q

発達障害又はその傾向のある生徒の応募に対して企業側はどのように捉え、合否に結び付けているのか企業の声を知りたいです。

(他：特性への理解や配慮を企業と共有できるか)

▶ 企業が従業員に求めること

- ① 勤務日には休まず、定刻通りに出勤する
- ② 技術や技能を習得して、安定して職務を行う
- ③ 報告・連絡・相談など職場で必要なコミュニケーションをとる（挨拶・お礼・謝罪も必要）
- ④ 職場で必要なルール、マナー（TPOに合った身だしなみ等）を守る
→これらが出来た人でないと安心して雇えない

▶ 障害者の法定雇用率

	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	40.0人以上	37.5人以上

※除外率が設定されている業種もあります。

▶ 企業「どのような対応をしたらよいか分からない」

- ・発達障害者の雇入れ経験がある企業であっても、発達障害は個々に特性が異なるため、誰でも雇っていただけるとは限りません。
- ・採用の判断をする際に「～の手帳を持っている」だけの情報では、得意なことや苦手なこと、配慮してほしいことを企業はイメージできません。

▶ ナビゲーションブックの作成

- ・得意なこと、苦手なこと、配慮してほしいこと、これらの点を整理したものが「ナビゲーションブック」です。
- ・企業にとってもどう環境を整えれば十分に能力を発揮してもらえるのかを考える非常に大切な情報になります。

▶ 新卒学生の面接での印象（参考）

- ・失敗したことはない < 失敗経験があり、つまづいたことがある
- ・配慮は不要 < ここまでは配慮をお願いします
- ・配慮事項しか言わない < 配慮のもとでここまでできます
- ・1人でなんでもやってきた < 学校や支援者に相談してきた
- ・いい事しか言わない < プラス面もマイナス面も素直に開示
- ・なんでもやります < これは得意 でもここは苦手
- ・自己に対する自信（過信） < 客観的な自己評価（自己一致）

▶ 企業が考える合否のポイント

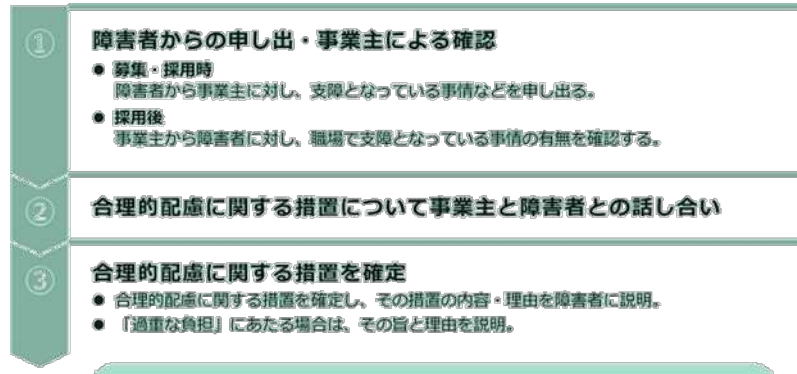
- ・「働くイメージ」を持つことができる
 - ・「自社に貢献してくれそう」と思える
- ☆これらは障害の有無に関係なく、全ての求職者のポイントです。

オープンで就職した場合に配慮として法的に守られていること（労働時間など）を教えてください。（他：応募先への相談の進め方を知りたい）

▶ 合理的配慮

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主の障害者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務が規定されています。

▶ 合理的配慮の手続き（事業主向け）



▶ 合理的配慮を求める場合には、企業とよく話し合ってください。

- ・合理的配慮の範囲は障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて求められるものが異なり、多様かつ個別性が高いものです。
- したがって、具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と事業主とでよく話し合った上で決めていただく必要があります。
- ☆話し合う際に、ナビゲーションブックを活用していただくこともオススメです。
- ・なお、先述のとおり合理的配慮については、事業主の負担が過重でないことも要件となります。

<事業主にとって過重な負担に当たるかどうかの要素（総合的に勘案）>

- ① 事業活動への影響の程度 ② 実現困難度 ③ 費用・負担の程度 ④ 企業の規模
⑤ 企業の財務状況 ⑥ 公的支援の有無

▶ 企業で受けられる配慮事項の一例

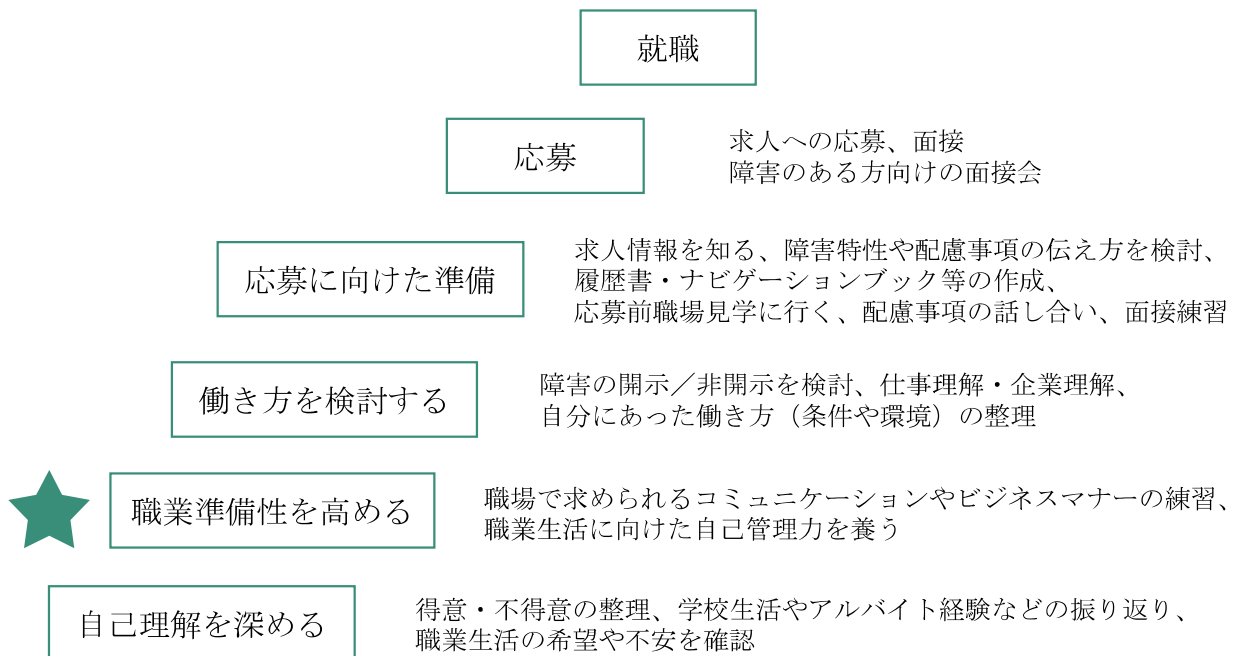
※配慮事項は本人の困りごとを元に企業と建設的に話し合ってください。

- ・体力などに応じて業務内容を調整する
- ・通院や勤務体制に応じて出勤時間や休憩、休暇を調整する
- ・業務指示やスケジュールを明確にする
- ・業務指示を視覚的に伝わりやすい方法で行う
- ・同時に複数の指示をすると混乱するため、一つの作業が終了してから次の作業の指示を出す
- ・感覚過敏を緩和するため、サングラスや耳栓の着用を許可する
- ・周囲の人間の言動が気になり仕事に集中できないため、自席にパーテーションを設置する
- ・ストレスについて日々確認する
- ・定期面談を実施する
- ・カウンセラーや産業医への相談体制をつくる

Q

家庭ではどのように準備をすすめてらいいのか

▶ 就職までの道のり



▶ 家庭では本人の自立を手助けしてもらおう

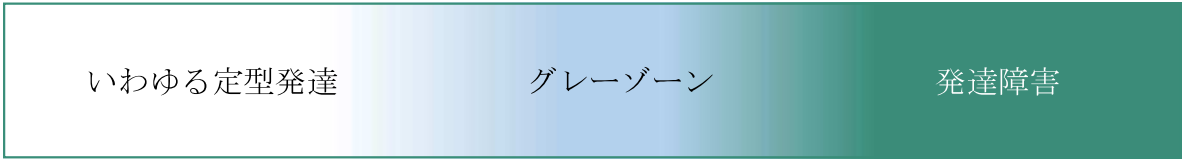
- ・規則正しい生活を送り、遅刻や欠席をしない
 - ・出来ることは自分でする
 - ・苦手なことはどうやったらできるか一緒に検討する
 - ・出来る工夫と努力をする（難しいことは周りの協力を得る）
- ☆みずから相談し、工夫していけるよう手助けをしてもらう

▶ 家族のスタンス

- ・見守り寄り添う
- ・干渉しすぎない
- ・本人が自立するために必要な支援を行う

困り

何らかの支援が必要と思われる生徒について。療育手帳や精神障害者手帳の取得もできず、就職を希望していても就労先が決まらない生徒に対してどのようにすればいいでしょうか？（他：卒業間近になって学校に障害を開示する、自覚がない）



▶ 福祉の狭間

- ・診断基準に満たない（グレーゾーン）と言っても、困りごとがない訳ではない
- ・合理的配慮は障害者雇用法で規定されているため、グレーゾーンで配慮を得ることは基本的に難しい

▶ 本人・保護者に自覚がない

- ・診断は医師が行うため、支援者から断定的に伝えることはない

<考えられること>

気づいているが、様々な事情でどのように伝えたとしても、認められない
診断はあるが、学校生活を普通に送れていると思っているため、伝える必要がない

- ・本人、保護者からSOSが出たときや、困り感が出てきたときにカウンセラーに繋ぐという手もあります（本人・保護者同意の下）

▶ 支援の方向性

- ・発達障害のある生徒の支援方法が役に立つ
- ・得意なこと、苦手なこと、サポートがあればできることの整理（自己理解）
- ・職業準備性を高める
- ・仕事選び、企業選びがポイント
とくに仕事選びにおいては、「やりたくないし、できない」ゾーンは避けたい

できる	なぜやりたくないか もう一度考えてみる ○	ここを見つければ BEST! ◎
Can		
できない	×	なにをすればできるか。 可能性はあるか？ △
	やりたくない	Want
		やりたい

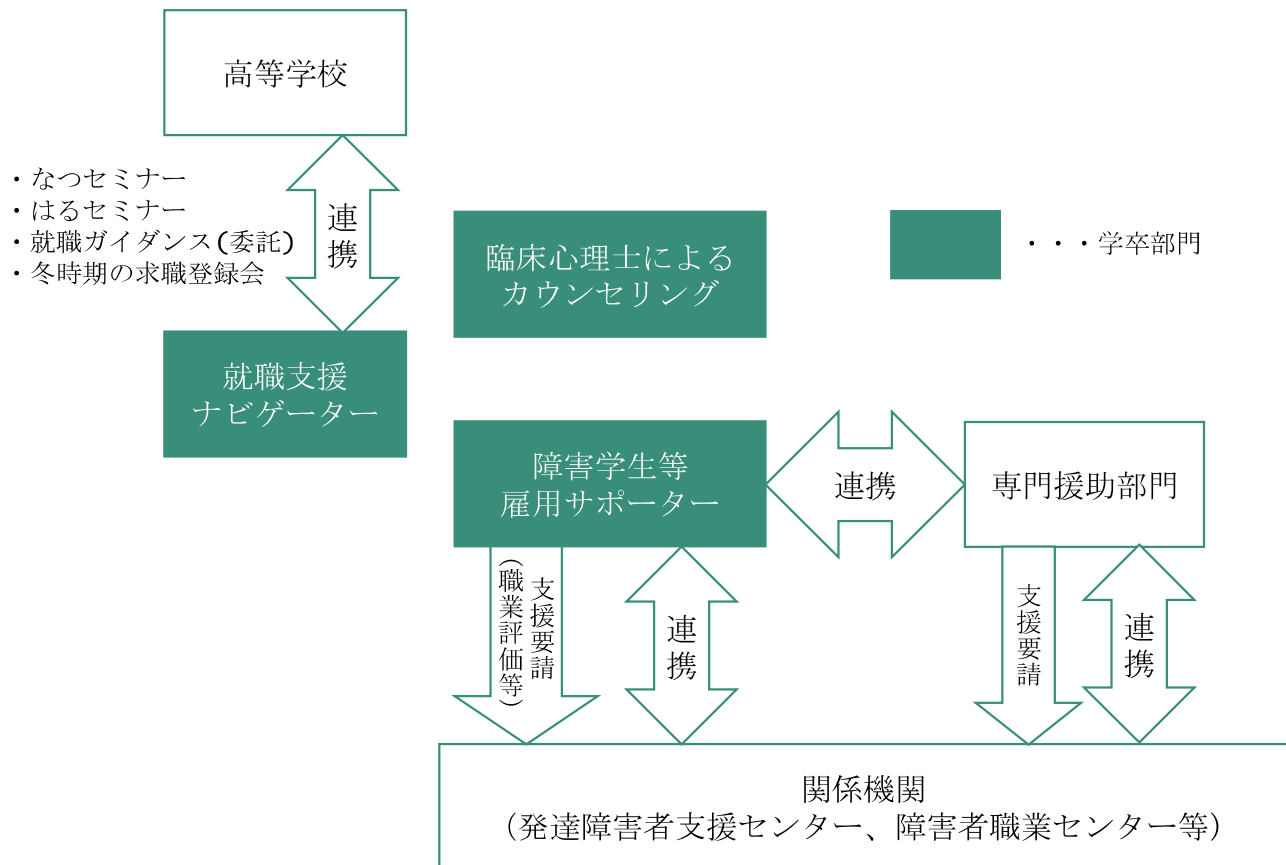
▶ それでも就労につながらない場合は

- ・卒業後、孤立させない
→冬時期の求職登録会（ハローワーク）など

Q

利用できる就職支援制度はありますか？

▶ ハローワーク神戸の場合



- ・ 学卒部門（就職支援ナビゲーター）
 仕事理解や自己分析、面接対策など就職活動に関することをサポートいたします。
 必要に応じて（本人・保護者の同意の下）、臨床心理士や障害学生等雇用サポーターへ
 繋いでいきます。
- ・ 学卒部門（臨床心理士によるカウンセリング）
 「自信を失い今後の就職活動意欲が持てない。」などの就職活動でのお悩みに臨床心理士が
 向き合いサポートいたします。
 <完全予約制（毎週金曜日13：00以降）> <1人50分・3回まで>
- ・ 学卒部門（障害学生等雇用サポーター）
 学卒部門として、障害特性に応じた専門的な支援がないと就職活動が難しい生徒であると
 判断した場合に連携して職業相談を行います。
 必要に応じて（本人・保護者の同意の下）、関係機関と連携いたします。
 ※障害学生等雇用サポーターは全国で17名のみ配置であるため、専門援助部門とも連携
 しております。（もちろん、就職支援ナビゲーターとも連携しております。）

障害のある方対象

厚生労働省

兵庫労働局

令和6年度 下期 こうべ・あかし地域

就職面接会

3部制

当日登録
OK

紹介状
必要なし



日時

令和7年

2月26日 水
27日 木

① 13:30~16:30
② 9:30~12:30
③ 13:30~16:30

受付時間は、各回開始15分前~終了20分前まで

対象者

ハローワークにて障害者登録をしている求職者
※障害者手帳を持参のうえ、面接会場での登録も可能



参加企業

参加企業 **30**社 (予定)

参加企業の求人一覧を下記ホームページにて公開。

参加企業一覧は
こちらから→

対象求人票は
こちらから→

兵庫労働局 行事・イベント情報

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/home/sintyaku_itiran/news_topics/event.html

場所

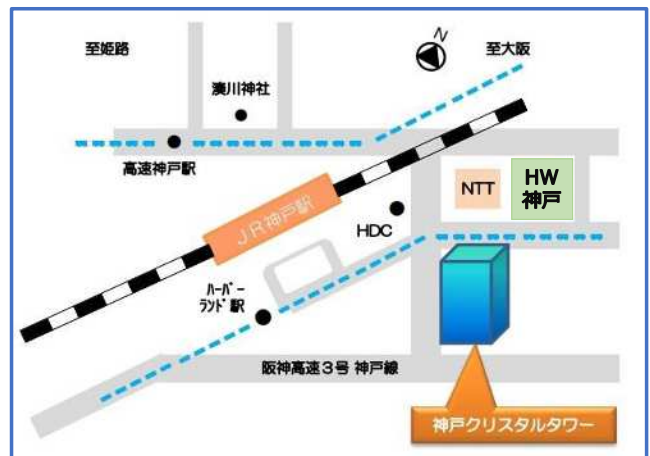
神戸クリスタルホール

(神戸市中央区東川崎町1丁目1番地3号
神戸クリスタルタワー3階)

※JR神戸駅から徒歩3分

問合せ

ご利用のハローワークの
障害者職業相談窓口まで
お問い合わせください。



共催 ハローワーク神戸・三田・灘・明石・西神 兵庫労働局

求職者受付にて提出必須

令和6年度 下期「こうべ・あかし地域障害者就職面接会」参加申込書

フリガナ		性別
氏名		男・女
生年月日	平成 年 月 日 (歳) 昭和	
住所		
電話番号		

応募先事業所に通知する項目を○で囲んでください。

身体障害	身体障害者手帳 1・2・3・4・5・6 級
知的障害	療育手帳 A・B1・B2 (重度判定 あり・なし)
精神障害	精神保健福祉手帳 1・2・3 級 ・ 手帳無
発達障害	(診断名 :) ・療育手帳 A ・ B1 ・ B2 ・精神保健福祉手帳 1・2・3 級 ・手帳無
その他	障害名又は診断名 ()
ハローワークの登録状況	有 ハローワーク名 () ・ 無
現在の状況	・ 仕事をしている 1週間に20時間以上 1週間に20時間未満 ・ 在学中(学校名 :) ・ 施設利用中(施設名 :)

持ちもの

- ・履歴書(写真貼付)・筆記用具
- ・その他、必要に応じて
職務経歴書、障害者手帳(任意)等
- ★面接される企業数分を持参下さい。
- ★会場内でのコピーサービスはありません。

注意事項

- ・この「参加申込書」を会場入り口にてご提出ください。
(「参加申込書」は、当日、会場でも用意いたします。)
- ・会場に備え付けの「応募票」を受付にお出しいただき、「面接受付」をします。
- ・応募者多数につき、面接が困難と判断される場合は、面接受付を受付時間の途中で終了する事があることをご了承ください。